

# 徳島市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画)

**【概要版】**

平成 29 年 6 月

徳島市

## 計画策定の趣旨

近年、環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が求められるようになってきました。廃棄物に関しては、各種廃棄物関係法令が整備され、廃棄物のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進が求められています。

徳島市（以下、「本市」という。）では、平成 20 年 3 月に徳島市一般廃棄物処理基本計画を策定し、本市の一般廃棄物の発生・排出抑制、再資源化等に取り組んでいます。

こうした状況の中、当該計画策定から約 9 年が経過し、廃棄物を取り巻く社会情勢や市民の意識等の変化をふまえて、ごみ処理及びし尿処理等の方針等について検討する必要性が生じてきています。

以上より、本市における今後 15 年間の一般廃棄物に係る収集・運搬計画、中間処理等計画及び最終処分計画等を検討し、廃棄物事業の指標となる「一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

## 計画の期間・目標年度

### 【計画の期間】

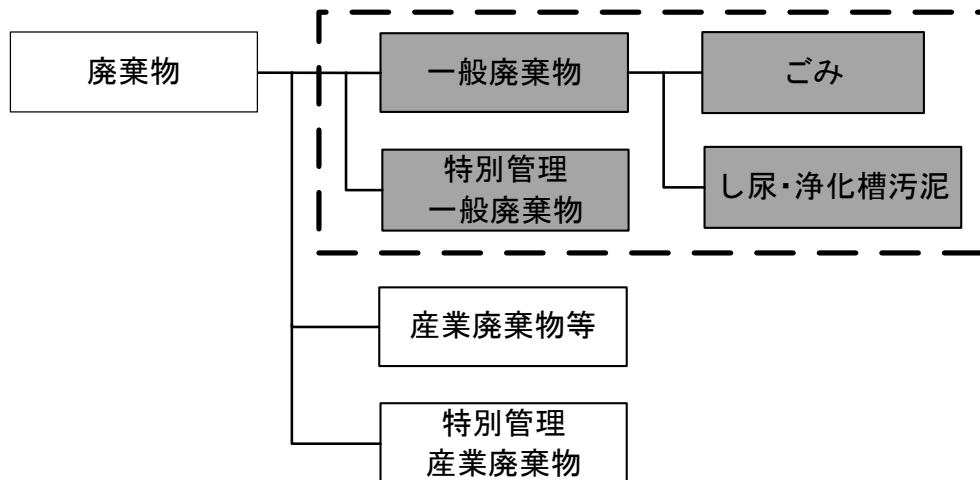
平成 29 年度から平成 43 年度までの 15 年間

### 【目標年度】

- 中間目標年度 : ①平成 33 年度（平成 29 年度から 5 年後）  
②平成 38 年度（平成 29 年度から 10 年後）  
目標年度 : 平成 43 年度（平成 29 年度から 15 年後）

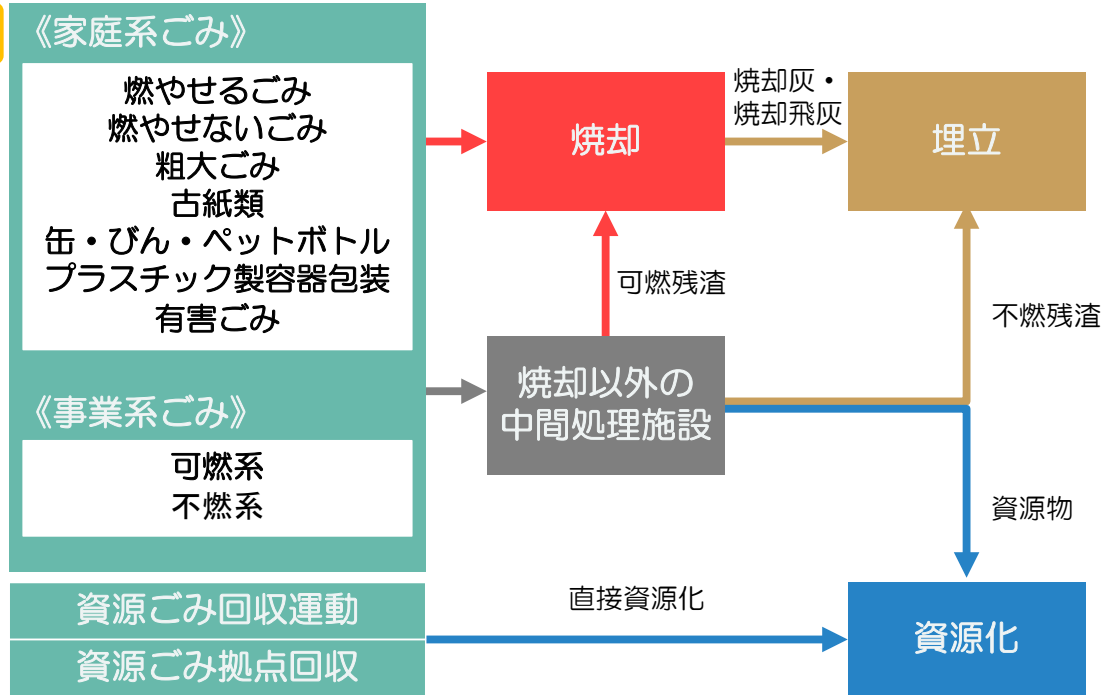
## 計画対象範囲

本計画の計画対象範囲は、廃棄物のうち「一般廃棄物」を対象とします。（右の図の灰色部分）



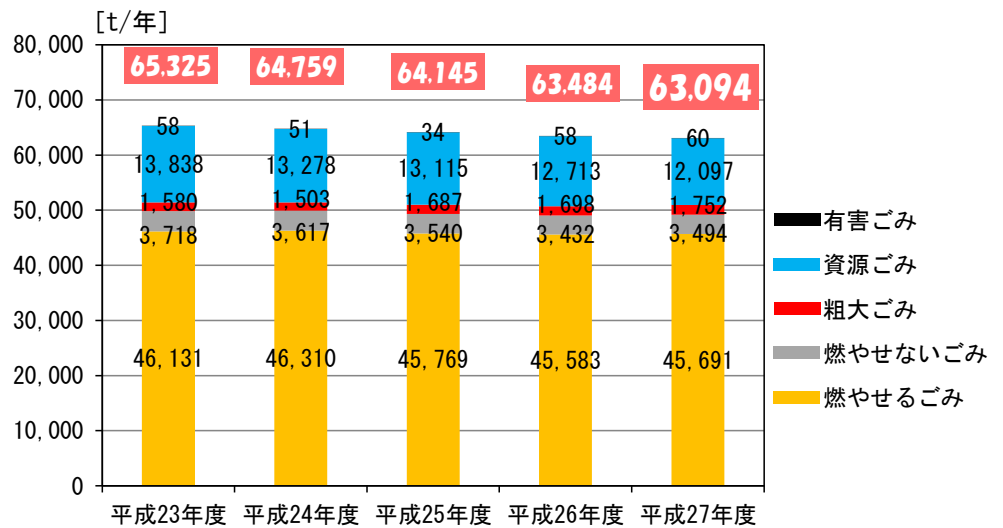
# ごみ処理基本計画

## ごみ処理の流れ



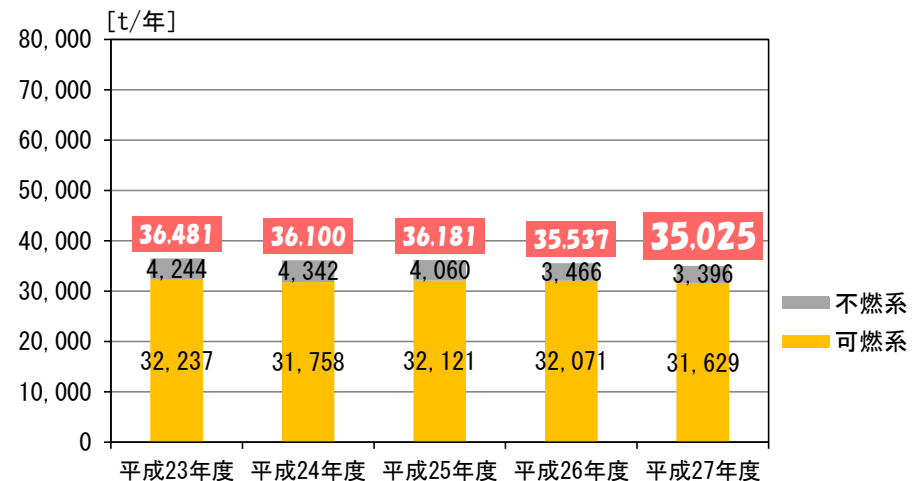
## 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみのうち燃やせるごみはほぼ横ばいで推移しています。一方、資源ごみ(古紙類、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装)は減少傾向にあります。



## 事業系ごみ排出量

事業系ごみのうち可燃系はほぼ横ばいで推移しているものの、不燃系が減少しているため、事業系ごみ合計としては微減しています。



# ごみの減量化・再資源化の現状

家庭及び事業所におけるごみの減量・再資源化を推進するため、以下の取組を行っています。

## 減量に係る内容

- 生ごみ処理容器購入補助
- 密閉式生ごみ処理容器交付及び講習会支援
- 電気式生ごみ処理機購入補助
- 事業用大型生ごみ処理機購入補助
- ぼかしづくり団体支援

## 資源化に係る内容

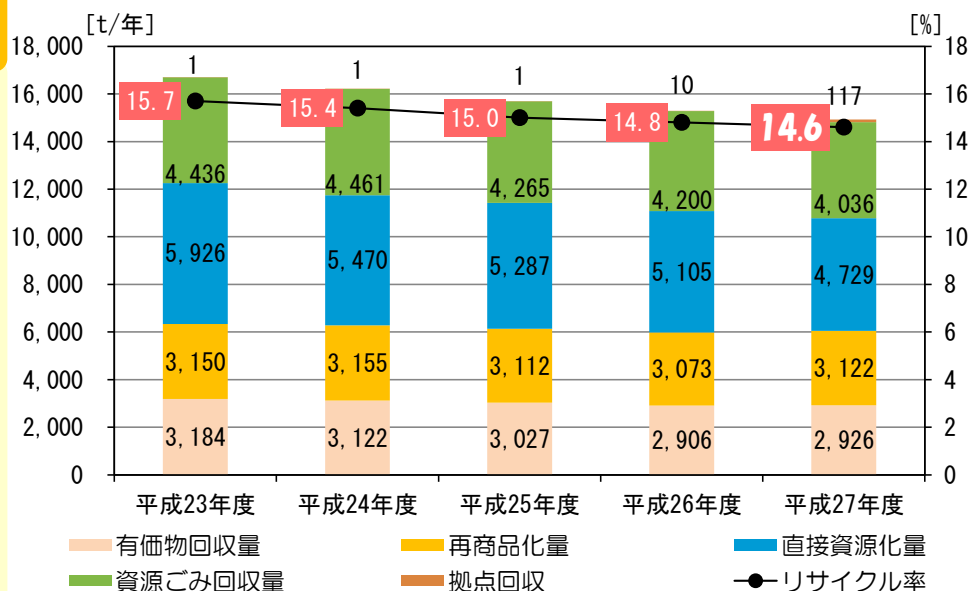
- 資源ごみ回収運動
- 資源ごみ拠点回収
- 徳島市エコステーション
- 食品トレイ回収事業（食品トレイの拠点回収）

## 啓発

- 「ちりも積もれば・・・ごみ減量徳島市民大作戦」
- 市のマスコットキャラクター「ごみゼロん！」の選定
- その他の取り組み

## 資源化の実績

総資源化量及びリサイクル率とも減少していますが、特に、直接資源化量が著しく減少しています。また、平成27年度のリサイクル率は14.6%となっています。



# ごみ処理に係る課題

## 1 発生・排出抑制

本市のごみ排出量は、全国平均及び徳島県平均を上回っています。

現在の施策を継続しながら、事業系の排出抑制につながる新たな施策の実施や環境教育、ごみに係る啓発の充実・拡大を図り、ごみ排出量を削減する必要があります。

## 2 再資源化

不燃物減量・再資源化施設での、不燃残渣の発生率が非常に多くなっています。これら施設での有価物回収率を向上させることが、リサイクル率の向上につながると考えられることから、資源ごみの排出機会の拡大等の見直しを検討していく必要があります。

## 3 収集・運搬

今後、周辺自治体との広域処理を行う予定であるため、効率的な収集・運搬方法の検討や、分別方法の見直しに係る検討、高齢者の市民への負担が少なくなる収集運搬体制の検討をしていく必要があります。

## 4 中間処理

中間処理施設の老朽化が進んでいるため、新たな中間処理施設の整備に向けた検討が急務となっています。

## 5 最終処分

最終処分量は、近年ゆるやかな減少傾向となっているものの、国の基本方針の目標値を達成しない見込みとなっています。また、本市は中間処理施設の不燃残渣発生率が類似自治体に比べ非常に多くなっており、不燃残渣の最終処分量が多くなっています。

したがって、ごみの発生・排出抑制及びリサイクルの推進を図ることで最終処分量を削減する必要があります。

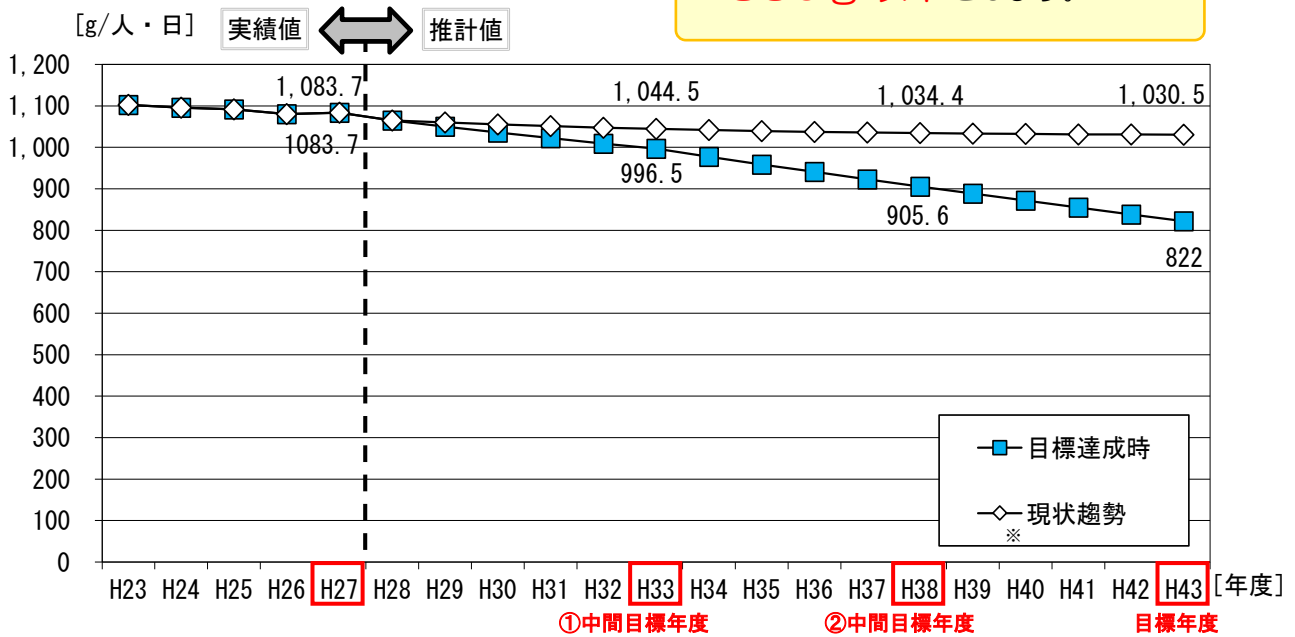
# ごみ処理に係る数値目標

ごみ処理に係る指標は、国の基本方針等及び  
現行計画の指標に基づき3項目とします。

## 1人1日あたりのごみ排出量

平成43年度までに・・・

**830g以下**とします。

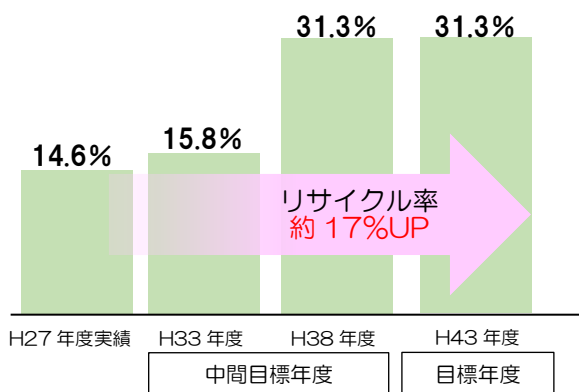


※現状趨勢：現状の施策を今まで通り行った場合の推計結果

## リサイクル率

平成43年度までに・・・

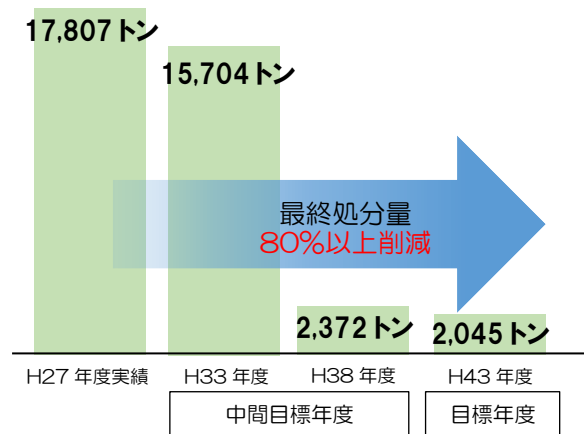
**30%以上**とします。



## 最終処分量

平成43年度までに・・・

**80%以上の削減**とします。



# 基本方針

ごみ減量目標達成のため、市民・事業者・行政は、積極的にそれぞれの立場と相互の連携により、ごみの減量化や再資源化に取り組んでいく必要があります。

## 目標 1 ごみの発生・排出抑制の推進

ごみの減量化を図るには、一人ひとりの日常生活における取り組みや事業活動における工夫が重要です。また、効果的かつ円滑に推進するには、ごみの減量化を常に意識しつつ、市民・事業者・行政が協働して、様々な施策に取り組むことも必要です。市民や事業者のごみの減量化に対する意識の向上を図るため、幅広く環境教育や啓発活動を行い、ごみの発生・排出抑制に対する意識を高めていく活動を行います。

## 目標 2 再資源化の推進

循環型社会の形成を推進するには、容易に再資源化が可能なごみを排出しやすい環境整備が不可欠であるため、収集体制の整備や排出機会の拡大などに取り組めます。

行政の取り組みに関する周知広報を行うとともに、国や事業者の取り組みについても紹介するなど、積極的な情報発信を行います。

目標 1 目標 2 を効果的・総合的に推進するために、以下の施策について重点的に取り組みます。

重点施策 (1) 家庭系ごみ・事業系ごみにおける発生・排出抑制

重点施策 (2) 家庭系ごみにおける資源ごみの分別の徹底

重点施策 (3) 「生ごみ」の減量化

重点施策 (4) 事業系ごみにおける「紙類等」の再資源化の推進

重点施策 (5) 資源回収ルート整備・充実

重点施策 (6) 家庭系ごみにおける有料化の検討

重点施策 (7) 市民や事業者のごみの減量・再資源化に対する意識の向上

## ごみの減量化・再資源化に係る取組

2R（リデュース・リユース）を推進するためには、商品の購入段階や家庭における減量化が重要になります。また、資源化に関しては、市民の利便性の向上が重要となることから、現行計画において実施している施策に加え新たな施策を行うものとします。

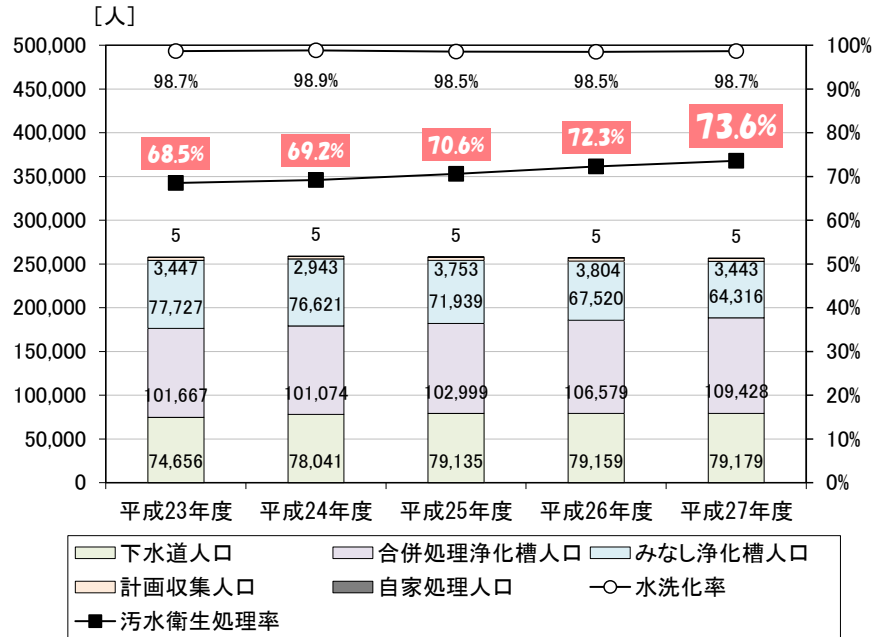
基本方針	基本施策	取組番号	主な取り組み内容
発生・排出抑制の推進	ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信	1	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進
		2	マイバッグ持参や簡易包装の推進
		3	生ごみの減量化の推進
		4	事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視
		5	店頭回収設置店の紹介
		6	2Rに向けた取組み
	ごみの減量化に向けた意識の向上	7	展開検査の実施
		8	環境教育・環境学習の充実
		9	事業系ごみ処理手数料の検討
		10	多量排出事業者への指導強化
		11	家庭系ごみの有料化の検討
再資源化の推進	再資源化に向けたわかりやすい情報の発信	12	分別の徹底
		13	分別方式の見直しに係る検討
	再資源化に向けた意識の向上	14	新たな情報発信ツールの導入
		15	ごみ減量化・リサイクルの取り組みへの表彰制度などの導入
	再資源化に向けた仕組みづくり	16	紙ごみ減量・再資源化策
		17	資源ごみ回収運動の推進
		18	徳島市エコステーション等の拠点回収事業の拡充
		19	オフィス町内会等を活用した事業系ごみ資源化の推進
		20	小型家電リサイクルの推進



# 生活排水処理基本計画

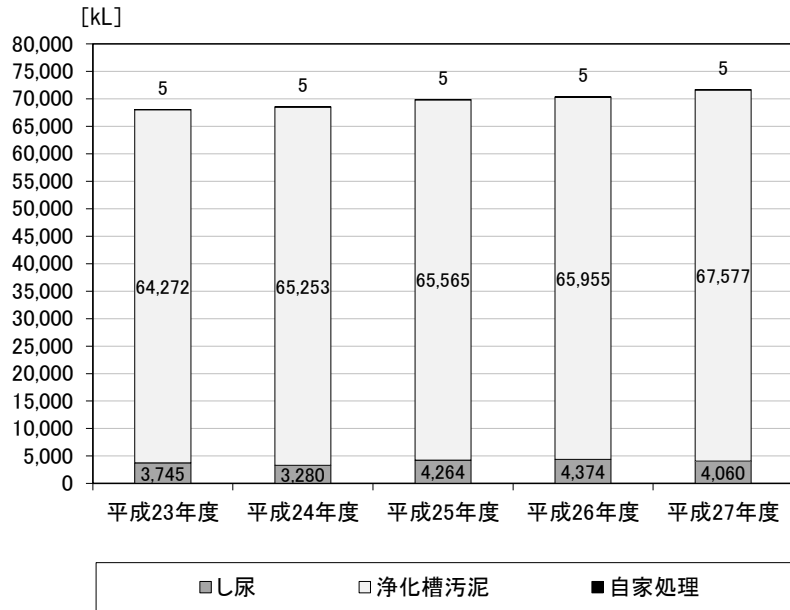
## 生活排水の処理形態別人口

処理形態別人口は約30%が公共下水道人口となっています。汚水衛生処理率は近年増加傾向となっており、平成27年度において74%程度となっています。



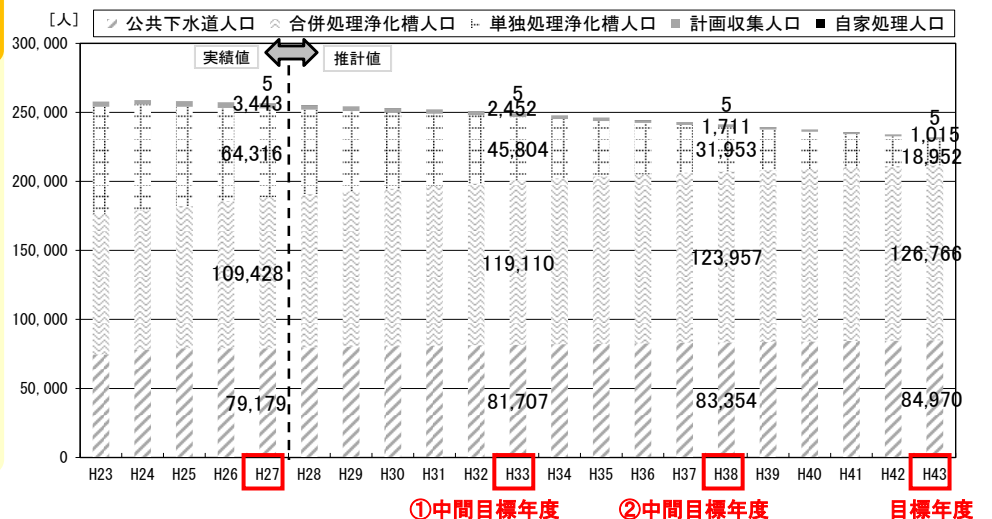
## し尿等の排出量

し尿は増減を繰り返しながら推移しており、浄化槽汚泥は平成26年度まで増加傾向です。自家処理量は横ばいで推移しています。



## 将来予測の結果

合併処理浄化槽人口は増加傾向、単独浄化槽人口及び計画収集人口は減少傾向、自家処理人口は横ばいで推移すると見込まれます。



## 基本理念

生活排水による水質汚濁及び生態系への影響が生じることがないように、以下のとおり生活排水処理に係る基本理念を定めます。

**1** 快適で清潔な生活環境づくりと公共用水域の自然環境を保全するため、地域特性等を十分考慮しながら公共下水道の普及に努めます。

**2** 水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図ります。

## 基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

### 1 公共下水道への接続の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては、管渠への接続を推進し、浄化槽から公共下水道への切り替えを推進します。

### 2 合併処理浄化槽の設置・転換の推進

公共下水道の整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置・転換を推進し、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への切り替えを推進します。

### 3 生活排水対策の啓発

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について、市民の理解を深めるとともに、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策についても啓発を行います。

## 計画の進捗管理

一般廃棄物処理実施計画において年度ごとの改善策その他の施策を定めます。

一般廃棄物処理計画の策定・改定(Plan)

一般廃棄物処理基本計画にしたがって、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処分を実施します。

処理計画に基づく施策の実施(Do)

必要に応じて、基本計画及び実施計画の見直し(Act)

一般廃棄物処理基本計画について、評価をふまえて概ね5年毎、または計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを実施します。

処理計画の評価(Check)

一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ処理に係る数値目標及び基本方針を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を市民に対し公表します。